

第 2 回統合検討委員会

令和 6 年 12 月 11 日 (水)

午後 3 時～

私学会館 5 階大会議室

次 第

1 開 会

2 委員長（振興協会理事長）挨拶

3 議 事

（1）統合にかかる基本的事項の合意

- ① 団体の名称
- ② 社員・加盟園資格
- ③ その他

（2）合併契約書（案）

（3）その他

4 閉 会

振興協会と退職財団の統合にかかる基本的事項の合意(案)

(公社) 静岡県私立幼稚園振興協会（以下「振興協会」という。）と（公財）静岡県私立幼稚園退職基金財団（以下「退職財団」という。）は、両団体の統合について、次の事項を合意する。

I 統合の趣旨

振興協会と退職財団は、いずれも「静岡県内の私立幼稚園教育の充実及び振興を図ること」を定款の目的に掲げ、私立幼稚園等を対象に、振興協会は教職員の研修事業や健全経営推進事業等を、退職財団は教職員の退職資金の交付事業を実施している。

少子化の急速な進行や小学校就学前の子どもの育成に関わる制度変更が激しく行われる中で、引き続き県内私立幼稚園・認定こども園の特色ある質の高い教育・保育の実践を支援していくためには、両団体の事業及び組織運営を一層効果的、効率的に行っていく必要があることから、両団体の統合（合併）を進めることとする。

II 基本的事項の合意内容

項 目	合意内容	備 考
1 合併形態	振興協会を存続法人とし、退職財団の事業等を吸収する吸収合併とする。（退職財団は合併と同時に消滅する。）	合併契約書記載
2 合併の時期	令和 8 年 4 月 1 日とする。（合併契約の効力発生日）	〃
3 合併後の団体 (1) 名 称	(公社) 静岡県私立幼稚園振興協会 又は (公社) 静岡県私立幼稚園・認定こども園振興協会	〃
(2) 目的と事業	①目的（定款条文） 当法人は、静岡県内における私立幼稚園・認定こども園の教育・保育の充実及び振興並びに地域の子育てを支援するための事業を行い、もって乳幼児の健全な育成を図ることを目的とする。 ②-1 事業（定款条文） 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 教職員の研修及び研究のための事業 (2) 園の健全な経営を推進するための事業 (3) 地域の子育て支援のための事業 (4) 退職手当の資金を給付するための事業 (5) その他当法人の目的を達成するために必要な事業	

項 目	合意内容	備 考
	②-2 事業（事業体系） 公益 1 私立幼稚園・認定こども園の教育・保育の充実及び振興を図る事業 1 教職員研修・研究事業 2 健全経営等推進事業 公益 2 地域の子育てを支援する事業 公益 3 退職手当の資金を給付する事業 その他 1 その他目的を達成するために必要な事業	
(3) 社員、加盟園の資格	①社員資格（定款条文） 当法人の社員は、静岡県内に私立幼稚園又は認定こども園を設置する学校法人（既に社員である学校法人以外の法人を含む。）で、当法人の目的に賛同して、入会したものとする。 ②加盟園資格（運営規則等） 当法人の加盟園は、社員が設置する私立幼稚園、認定こども園及び保育所で、当法人に入会申込を行った園とする。ただし、退職手当資金給付事業のみ参加する園を除く。 ※加盟園の理事長、園長は役員資格を有する。 ③退職手当資金給付事業に参加できる法人 (1) 当法人の社員（加盟園となっていない園を含む。） (2) 上記(1)以外で、既に退職手当資金給付事業に参加している法人（令和 8 年 4 月 1 日以降に社員の資格を喪失した法人を除く。） (3) 当法人（私学関係団体）	※ ※
(4) 組織	振興協会の組織を基本として退職財団の組織機能を吸収したものとする。 ①社員総会（振興協会と同じ。） ②理事（15 人→17 人）、理事会 ・振興協会の理事に退職手当資金委員会委員長の理事(1 人)を加える。 ・認定法の改正に伴い、外部理事（1 人）を加える。 ③常置委員会（4→5） 退職手当資金委員会（各地区 1 人、計 6 人）を加える。 ④三役及び三役・地区長会（振興協会と同じ。） ⑤運営委員会（9 人→10 人）	※

項 目	合意内容	備 考
	現運営委員会に退職手当資金委員長を加える。 ⑥監事（2人） 認定法の改正に伴い、2人のうち1人は外部監事とする。 ⑦会計監査人（1人） 認定法の規定（貸借対照表の負債合計が50億円以上の場合、会計監査人を置く必要があり、合併により該当する。）により、会計監査人を設置する。（退職財団と同じ。） ⑧事務局 退職財団2人を振興協会の職員として引き継ぐ。合併後3年以内を目途に人員削減を進める。	※
（5）財務	①財産の承継 退職財団の財産（資産、負債）は、すべて振興協会が承継するが、当該財産はその他の財産と区分して管理運用する。 ②会計区分は以下のとおりとする。退職手当資金給付事業の独立性を確保するため、当会計と他会計との流用は行わない。 ・公益1会計（私立幼稚園・認定こども園の教育・保育の充実及び振興を図る事業） ・公益2会計（地域の子育てを支援する事業） ・公益3会計（退職手当の資金を給付する事業） ・その他事業会計 ・法人会計 ③会計システムなど 退職金管理システムは引き続き使用する。会計・給与システム、HPは統合した形で使用する。	
（6）その他	各種規程（旅費規程など）は、振興協会を基本としつつ必要に応じて退職財団の規程を反映する。	

上記の内容を証するため、以下に記名押印し、各1通を保有する。

令和6年 月 日

公益社団法人 静岡県私立幼稚園振興協会 理事長 千葉 一道

公益財団法人 静岡県私立幼稚園退職基金財団 理事長 河合 辰哉

統合後の団体名に関する各地区内の意見

案 1 (公社) 静岡県私立幼稚園振興協会

案 2 (公社) 静岡県私立幼稚園・認定こども園振興協会

地 区	案 1 賛成意見 (抜粋)	案 2 賛成意見 (抜粋)
駿豆・沼津	1 現表記が単純で良い。 2 「認定こども園」を挿入すると全国認定こども園協会静岡支部と紛らわしい。 3 幼稚園由来の認定こども園のみが加盟園であれば現行で良い。 4 協会の設立目的から幼児教育を行う団体として現行で良い。	1 認定こども園の増加に伴い変更すべきではないか。 2 外部からの分かりやすさがある。 3 保育園由来の認定こども園を加盟園としていく予定があれば変更してもよい。 4 変更した場合、0～2歳児向けの研修の充実が必要。
富士・富士宮	1 社福法人立の組織と区別するためには明確化できる。 2 上部団体(全日)との整合性。 3 幼稚園名称を使用している園が多い。	1 認定こども園数が多くなっているので外部から分かりやすい。 2 多様な仲間で幼児教育・乳幼児保育の推進を図っている団体であることを表している。
清水・静岡	1 どちらでもよい。	1 どちらでもよいが、改名するならこの機会である。
焼津・藤枝	1 どちらでもよい。(変更すると何かと大変である。)	1 どちらでもよいが、認定こども園を含めた協会であることが分かりやすい。
島田・榛南・遠州	なし	1 幼稚園と認定こども園がほぼ半数ずつ所属している協会として両者を併記した名称の方が協会の実態を反映し、対外的にもわかりやすい。(敢えて幼稚園だけの表記にする必要性を感じない。)
浜松	1 現状のままでよい。名称変更すると手続きや費用もかかり負担になる。	1 幼稚園とこども園の団体であることを周知できる。 2 今後のことを考えると「認定こども園」を入れた方がよいのではないかと。

※その他

- 1 検討委員会の決定に委ねる。(駿・沼、富・宮、清・静、焼・藤)
- 2 全園にアンケートをとって決めた方が納得感がある。(島・榛・遠)
- 3 変更する場合、名称が長いので、例えば「静岡県幼児教育振興会」(駿・沼)や、「静岡県私立幼・こども園振興協会」(浜松)などを検討しても良い。

振興協会と退職財団との統合後の団体名に関する地区内の意見

駿豆・沼津 地区

案 1 (公社)静岡県私立幼稚園振興協会

案 2 (公社)静岡県私立幼稚園・認定こども園振興協会

二つの案に対する地区内の意見要旨（賛成意見）は以下のとおりである。（記載欄は適宜追加）

案 1 (公社)静岡県私立幼稚園振興協会（賛成意見）

- ・全国認定こども園協会（静岡支部）との兼ね合いも出てくるのではないかな？
- ・並列にした場合、全国認定こども園協会と紛らわしくなると思う。
- ・そのまま単純な方が良い。
- ・『幼稚園』『幼稚園型認定子ども園』『幼稚園からなった幼保連携型認定こども園』しか会員に
いれないならば、幼稚園を引き続き名称に使用している施設さんが多いところも含めて今のま
までもいいと思う
（補足：ただし、あゆのさとさんは、社会福祉法人の幼保認定こども園の会員園ですので、保育
園からの幼保認定こども園も加盟できます。）
- ・協会自体の設立目的に沿えば幼児教育を行う場としては幼稚園の方がよいと思う。

案 2 (公社)静岡県私立幼稚園・認定こども園振興協会（賛成意見）

- ・単純にこども園が増えたのだから変更して良い
- ・今後文科省のもとで幼児教育を行う幼稚園についても、少なくとも共通保育時間について公定
単価を、幼稚園型認定こども園、幼保連携型認定こども園と同等になるのが確実ならば、私立
幼稚園・認定こども園振興協会が良いと思う
- ・会員構成の変化を見ると、こども園という文字を入れる必要性を感じる
- ・一般の人が見たときのわかりやすさという視点があるとよい
- ・これから新設（や保育園から）の幼保連携型認定こども園を会員として受け入れる予定があるな
らば、認定こども園を名称に入れてもいいと思う。
- ・並列で良いが、名称倒れにならないように、例えば0 1 2歳向けの更なる研修充実が必須。
- ・協会自体の状況を表すのであれば、こども園をつけた方がよい。

検討する上での注意点として

- ・名称を入れるだけではなく【目的・ゴール地点】があつての名称変更であつてほしい。
- ・名称が長くなるので、例えば「幼児教育振興会」という別名称を考えたらよいのでは？
- ・名称に関して、県理事長・三役・委員内で意義をただし、理事長から説明があつた上で
進めばよいと思う。
- ・今後、保育園を運営する幼稚園も増える。その時、・保育園も加えるか？全幼稚園がこども園に
移行した場合、幼稚園は消えるだろうか？組織の名称により何を印象付けるか、感じてもらうか
考慮すべきと思う。

振興協会と退職財団との統合後の団体名に関する地区内の意見

富士富士宮地区

案 1 (公社)静岡県私立幼稚園振興協会

案 2 (公社)静岡県私立幼稚園・認定こども園振興協会

二つの案に対する地区内の意見要旨（賛成意見）は以下のとおりである。（記載欄は適宜追加）

案 1 (公社)静岡県私立幼稚園振興協会（賛成意見）

- ・ 一長一短ありますが、社会福祉法人立の組織と区別するためには案 2 より明確化されるのではないかと。（「認定こども園」を入れたいところですが）
- ・ 近い将来に「全日私幼」の名称に変更がない状況であれば、従来からの幼稚園由来の協会の成り立ちと、上部団体の名称と県の協会名に相違ない方が、違和感がないと思われるので、案 1 の名称に賛同いたします。名称の変更や法人の登記など今期の統合のタイミングで実施するわけですが、「認定こども園」の文言を加えることについては、全国的な動向を見ながら検討していくことでよろしいかと思われます。
- ・ 認定こども園であっても、従来の学校法人由来のこども園も多く、幼稚園といった名称を継続して使用している園も多いため。
- ・ 地区によっては（富士宮市）幼稚園は私立、保育園やこども園は公立と私立という地区もあるので違いは分かりやすいと思いますが、現在の園児の減少により、幼稚園から認定こども園という形になって運営をしている園もあるので多数決や話し合いなどで決定したらそれに従います。
- ・ 案 1 に賛成します。

案 2 (公社)静岡県私立幼稚園・認定こども園振興協会（賛成意見）

- ・ すでに 100 園近くがこども園に移行した中、団体名称にこども園を入れたほうが外部の方にわかり易いと思います。（元私立幼稚園のこども園とか言ってもそのうち分からなくなる）また、団体交渉、相談などもこども園と入っている方がアピールにならないでしょうか？認定こども園にとって、未だに補助金の名称に民間保育所補助金が使われ、保育所行政にオマケみたいな対応に違和感があります。こうした行政の対応も変化が出てくることを期待してします。
- ・ 今現在、事務局からのメールで私立幼稚園・認定こども園協会様と文書が来ているので違和感はなく当たり前になっていました・・・多数決や話し合いなどで決定したらそれに従います。
- ・ 加入する認定こども園の割合が多くなってきているため。
- ・ 間をとって（公社）静岡県私立幼稚園こども園振興協会はいかがでしょう？駄目でしたら第 2 案でいいです。
- ・ どちらも、理に適っていると思いますので選択は難しいですが、多様な仲間と幼児教育・乳幼児保育の振興を図り推進していくという意味において、案 2 が現実的だと思います。会員の意識に制度や政策より、大義的な目的を共有する協会であってほしいと思います。そしてますま

す少子化が進み、協会加盟園も今後その存続も厳しくなる中、私立幼稚園の発生たる所以はなんたるか、原理原則を後世に伝えていくのも私たちの使命と考えます。

- ・ 誰が関わっている協会か明記したほうが分かりやすい。吸収ではなく合併なので……。例えば、三越伊勢丹とか三菱東京UFJ銀行のように。
- ・ 案2に賛成します。

案3 その他

- ・ 検討委員会にて決められた名称に賛同いたします。
- ・ 決定に従います。

振興協会と退職財団との統合後の団体名に関する地区内の意見

清水静岡 地区

案 1 (公社)静岡県私立幼稚園振興協会

案 2 (公社)静岡県私立幼稚園・認定こども園振興協会

二つの案に対する地区内の意見要旨（賛成意見）は以下のとおりである。（記載欄は適宜追加）

案 1 (公社)静岡県私立幼稚園振興協会（賛成意見）

・（静岡地区）園長会にて意見・要望を伺ったところ、多くの園長から拘りはないと言う意見があった。しかし、拘りが無いから、現行のままでいいのか、それとも変更しても構わないのかが明確な回答が無かった。

・（清水地区）園長会にて意見を各園長より伺った。どの園もどちらでも良いという意見が多数であった。少数ではあったが現行のままで良い派では、改名してしまうと今までの実績や連続性が途絶えてしまう恐れがあるという意見。

・

・

・

案 2 (公社)静岡県私立幼稚園・認定こども園振興協会（賛成意見）

・（静岡地区）園長会にて意見・要望を伺ったところ、多くの園長から拘りはないと言う意見があった。しかし、拘りが無いから、現行のままでいいのか、それとも変更しても構わないのかが明確な回答が無かった。

・（清水地区）園長会にて意見を各園長より伺った。どの園もどちらでも良いという意見が多数であった。改名する機会は今後そんなに多くはないと考えられるので、この機会が良いという意見。

・（清水地区）認定をカッコ内に入れて「静岡県私立幼稚園・（認定）こども園振興協会」という意見と、更に協会名を短くし認定を外した「静岡県私立幼稚園・こども園振興協会」という意見があった。

・

・

振興協会と退職財団との統合後の団体名に関する地区内の意見

焼津・藤枝 地区

案 1 (公社)静岡県私立幼稚園振興協会

案 2 (公社)静岡県私立幼稚園・認定こども園振興協会

二つの案に対する地区内の意見要旨（賛成意見）は以下のとおりである。（記載欄は適宜追加）

案 1 (公社)静岡県私立幼稚園振興協会（賛成意見）

- ・名称が長くなってしまうことや、略した言い方も「静私幼」から「静私幼認こ」などに変更する必要が出てくると面倒かと思いました。

案 2 (公社)静岡県私立幼稚園・認定こども園振興協会（賛成意見）

- ・合併後の名称について「認定こども園」を挿入することへの意見が求められた。

加盟園の約半数が認定こども園となった現在、名称への挿入を望む声も少なくない中、略称は「静私幼認こ」となるのかという意見もあった。それに対し、藤枝市では数年前から名称を「藤枝市私立幼稚園・認定こども園」と変更してはいるが、略称は「藤私幼」のままであることが報告された。

また、名称を変更したことによって財団の加入資格と振興協会の加入資格に整合性がとれずに加入ができなくなってしまう可能性も考慮しなければならないのでは…それがクリアできれば「認定こども園」を挿入しても良いのではという意見や、

以前広報委員会が作成した学生さん向けの求人パンフレットを作成した際に勘違いされてしまうことを考慮して「認定こども園」を挿入した過去もあり、協会園視点だけでなく他の視点でも考えてみてはという意見も挙がった。

以上ですが、どちらかと言えば「認定こども園」を挿入してもいいのではないかという意見、どちらでもよいので決められた方に賛同するという意見が大勢と感じます。

振興協会と退職財団との統合後の団体名に関する地区内の意見

島田・榛南・遠州 地区

案 1 (公社)静岡県私立幼稚園振興協会

案 2 (公社)静岡県私立幼稚園・認定こども園振興協会

二つの案に対する地区内の意見要旨（賛成意見）は以下のとおりである。（記載欄は適宜追加）

案 1 (公社)静岡県私立幼稚園振興協会（賛成意見）

なし

案 2 (公社)静岡県私立幼稚園・認定こども園振興協会（賛成意見）

・執行部は「幼稚園」にしたいのが透けて見える。しかしながら、目的の中で「私立幼稚園・認定こども園」と入っているのだから、併記が普通だろう。それを覆して「幼稚園」としたい理由は何なのか？ 今後、幼稚園は減るだろうし、行政と折衝する時にも「認定こども園」が入っている方が有利だろうに。

・ネットの検索に引っ掛かりやすいように、「認定こども園」を入れるべき。

・園名は幼稚園のままだが、認定こども園に誇りを持って運営している。園を創立して 70 年ですが、その理念を受け継ぎつつ、こども園としてがんばっている。決して幼稚園ではありません。並記を強く望みます。

・現状として半数近くが認定こども園なのだから、並記するのが普通感覚でしょう。なぜダメなのかが理解できない。

・「名は体を表す」。幼稚園協会のままだと、認定こども園のことをあまり大切にしていないととられる。

・幼保連携型は、幼稚園認可はなく認定こども園として認可されている。同列の扱いにするのが自然ではないか。

・幼稚園という名に思い入れを持っている園が多い、と言うが、こども園に名称変更した園の思いはくみ取ってくれないのか。

・幼稚園協会のままだと、協会を抜ける園が出てくるのではないか。

・認定こども園の数が増えている現状をみて、なぜ、私立幼稚園にこだわっているのかわからない。こども園に移行した園でも幼稚園の名称を残している園が多いというが、そういった園の方が、移行して今のこの時代の教育・保育をしているという思いは強いのではないかと思う。反対に、なぜ、『認定こども園』の名称をいれないのか？と思うし、もし、入れないのならその理由を教えていただきたい。

・なんでこども園が実際に半数近くいるのに、そのことを明記しないで幼稚園だけにしようとするのか、その方が不自然ではないでしょうか？今後のことを考えれば、私立幼稚園・認定こども園振興協会の方がいいと思います。

・認定こども園が増えてきている中で、私立幼稚園と認定こども園を併記しても構わないと思う

からです。

- ・こども園の数が半数を占めているわけですし、これからこども園と共存して幼児教育を支えていくためにはお互いの良さを尊重し合っていく必要があると思うからです。

- ・現に会員である園の中には〇〇認定こども園の名称で「幼稚園」を使用していない園があること。また、現に学校教育法に規定する幼稚園ではなく「認定こども園法」に基づき、認定こども園として運営している園も多くあることから②案を希望します。

- ・認定こども園が増えている現状を考えた時、その方が自然だと思います。1案にこだわる必要はないと思います。

- ・協会名は現在の認定こども園が半数近くに増えている状況を踏まえ、変更する方が良いと思います。

- ・全国的に「こども園化」する園が増えている中、静岡私立幼稚園協会も今までは社会福祉法人を入れて活動していたのに、今になって名称の変更を拒んだり、社会福祉法人を入れない選択を考えたりする理由が分かりません。

- ・所属するのは、「私立幼稚園」と「認定こども園」なので、どちらも協会名に入っていた方がよい。幼稚園・保育園・こども園、の区別について、業界の方は理解しているが、外部の方や保護者など、世間一般には未だ十分周知されているとは思えない。取り仕切る協会名は、所属する園がはっきり分かる方が良いと考える。

- ・職員にもアンケートをとったところ、非常勤職員も含めて案1が4名、案2が25名でした。私たちの園は、創立当初から認定こども園という名称ですので、「私立幼稚園協会・認定こども園」の名称でお願いします。

- ・社会の要請、行政の指導を受けて、こども園化に協力・賛同し、現在があります。「認定こども園」を併記することは自然な流れであり、多くの方に受け入れやすい考え方だと思います。

- ・協会名について当園での意見は、ほぼ半々で、若干②案「私立幼稚園・認定こども園協会」が多いという意見でした。理由については、「名称はどちらでもよい」（中身が大事）というものです。私としては、今回の統合により新たな歩みとなること、そして職員の意見が②案よりということもあり②案で回答したいと思います。

※全園にアンケート取って決めればいいんじゃないでしょうか。一部の大きな声だけで決めてしまうのは民主的ではない。全園に聞けば「自分たちで決めた」という納得感もあるでしょう。

振興協会と退職財団との統合後の団体名に関する地区内の意見

浜松 地区

案1 (公社) 静岡県私立幼稚園振興協会

案2 (公社) 静岡県私立幼稚園・認定こども園振興協会

案1 (公社) 静岡県私立幼稚園振興協会 (賛成意見)

◇団体名は現状のままで良いと思います。

名称変更となると、手続きや費用もかかり負担になるかと思います。

案2 (公社) 静岡県私立幼稚園・認定こども園振興協会 (賛成意見)

◇どちらかと言えば「こども園」という文言を入れたほうがよいが、全体的に長すぎる。

「(公社) 静岡県私立幼・こども園振興協会」

◇従来通り、静岡県私立幼稚園振興協会であっても、何ら問題は無いと感じますが、しかし、今後のことを考えると認定こども園を入れておいた方が混乱が起きないのではないかと思います。

◇幼稚園とこども園に関する団体だということが周知できるため

◇案1 のままでもよいかと思いますが、案2の方が色々な方が理解しやすいと思います。

令和6年度 地区別施設形態別園数一覧表

	私学助成園	施設型給付 幼稚園	幼稚園計	幼稚園型 認定こども 園	幼保連携型 認定こども 園	認定こども 園計	合計
駿豆・沼津	7	11	18	6	10	16	34
駿豆	4	6	10	0	4	4	14
沼津	3	5	8	6	6	12	20
富士・富士宮	1	16	17	2	9	11	28
富士	1	7	8	2	7	9	17
富士宮	0	9	9	0	2	2	11
清水・静岡	5	17	22	4	29	33	55
清水	3	3	6	3	10	13	19
静岡	2	14	16	1	19	20	36
焼津・藤枝	8	13	21	1	11	12	33
焼津	6	5	11	0	0	0	11
藤枝	2	8	10	1	11	12	22
島田・榛南・遠州	3	6	9	4	14	18	27
島田・榛南	3	3	6	1	6	7	13
遠州	0	3	3	3	8	11	14
浜松	19	18	37	0	11	11	48
合計	43	81	124	17	84	101	225

構成比(%)

55.1

44.9

100.0

社員資格と加盟園資格の検討

		A	B	C
施設（加盟園）	設置者（社員）	学校法人	幼稚園設置（※）の学法以外の法人 ※認定こども園への移行を含む。	その他(A,B以外)の法人で、認定こども園設置の法人 (社福、営利法人など)
	R6	172法人	165法人	7法人

< 現行 >

○振興協会

社員：私立幼稚園（認定こども園を含む）を設置する法人

加盟園：社員が設置する私立幼稚園（認定こども園を含む）

幼稚園		○	○	—
認定	幼稚園型	○	○	—
こども園	幼保連携型	○	○	○
	保育所型	○	○	○
保育所		×	×	×

○退職財団

法人：私立幼稚園（認定こども園を含む）を設置する法人

加盟園：社員が設置する私立幼稚園（認定こども園を含む）で事業団の加入者（※）

幼稚園		○	○	—
認定	幼稚園型	○	○	—
こども園	幼保連携型	○	○	×
	保育所型	○	○	×
保育所		○	○	×

※事業団加入要件：私立幼稚園（認定こども園への移行を含む）設置法人

< 統合原案 >

社員：私立幼稚園又は認定こども園を設置する**学校法人**（現社員のその他法人を含む）

加盟園：社員が設置する私立幼稚園、認定こども園、**保育所**

幼稚園		○	○	—
認定	幼稚園型	○	○	—
こども園	幼保連携型	○	○	×
	保育所型	○	○	×
保育所		○	○	×

※実質的に、振興協会と退職財団を合体した形となる。

< 別案 >

社員：私立幼稚園又は認定こども園を設置する法人

加盟園：社員が設置する私立幼稚園、認定こども園、**保育所**

幼稚園		○	○	—
認定	幼稚園型	○	○	—
こども園	幼保連携型	○	○	○
	保育所型	○	○	○
保育所		○	○	○

※幼稚園設置者以外の法人（社福など）の保育所が加盟園となり、地区協会への加入要件を満たすことが可能が不透明になる。

※事業団加入要件を付加すると、統合原案と同じになる。

※保育所を対象外にすると現行（振興協会）と同じになる（退職事業参加者が対象外）。

1 施設別設置主体要件

	幼稚園	認定こども園			保育所
		幼稚園型	幼保連携型	保育所型	
法的性質	学校	学校 (幼稚園+ 保育所機能)	学校かつ 児童福祉施設	児童福祉施設 (保育所+ 幼稚園機能)	児童福祉施設
設置主体 (私立)	学校法人 その他※1	学校法人 その他※1	学校法人 社会福祉法人 その他※2	制限なし	制限なし
※1:学校教育法附則(6条)により、当分の間学校法人以外も設置できる。社福、宗教法人など					
※2:認定こども園法附則により、当分の間幼稚園設置者が認定こども園に移行する場合その他法人等も設置可。					

2 振興協会

現定款 (社員資格)	○	○	○	○	×
設置主体	学校法人 その他※1	学校法人 その他※1	学校法人 その他※1※2	制限なし	

定款5条 当法人の社員は、静岡県内に**私立幼稚園**(1号児定員の認められている**認定こども園**を含む。)を設置する法人で、当法人の目的に賛同して、入会したものとする。

3 退職財団

勤務施設	○	○	○	○	○	私学関係 団体 ○
設置主体	学校法人等	学校法人等	学校法人等	学校法人等	学校法人等	学校法人等

定款3条 この法人は、静岡県内に**私立幼稚園**(**認定こども園**を含む。)を設置している法人又は個人(以下「**学校法人等**」)に対し当該**私立幼稚園**に勤務する教職員の退職手当資金を交付し、～

定款4条(1) **学校法人等**の設置する静岡県内の**私立幼稚園**(**認定こども園**を含む。)に勤務する教職員で、事業団の加入者であるものが退職した場合に、当該**学校法人等**が支給すべき退職手当～

定款46条 理事会が認定した私学関係団体については、これを**学校法人等**とみなし、当該私学関係団体に勤務する職員については、これを教職員とみなして、この定款を適用する。

この場合においては、当該職員(静岡県内に**私立幼稚園**を設置している**学校法人**が設置した保育所の職員を除く。)は、**事業団**の加入者であることを要しない。

運営規則34条 定款第46条の理事会が認定する私学関係団体に、静岡県内に**私立幼稚園**を設置している**学校法人**が設置した保育所及び**認定こども園**を加える。

4 事業団 加入資格(私立学校教職員共済法)

勤務施設	○	○	○	○	○
設置主体	学校法人 その他※3	学校法人 その他※3	学校法人 その他※3	学校法人 その他※3	学校法人 その他※3
※3:学校法人以外で、幼稚園を設置しているもの 学校法人以外で、幼稚園を廃止して幼保連携型認定こども園を設置しているもの					

※ 共済法では、設置主体(使用者)を規定するのみで、施設(勤務先)は特定していない。

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、公益社団法人静岡県私立幼稚園振興協会定款(以下「定款」という。)第41条の規定に基づき、公益社団法人静岡県私立幼稚園振興協会(以下「当法人」という。)の運営に関する必要な事項を定める。

(業務執行の基本原則)

第2条 当法人の業務は法令、定款及びこの規則の定めるところに従い適正かつ確実に運営されなければならない。

第2章 組織等

第1節 地区及び地区長

(地区及び地区長の委嘱)

第3条 当法人の行う事業を円滑に推進するため、県内を次の地区に分け、各地区に地区長を置く。

地 区 名	管轄する市、郡名
駿豆・沼津地区	沼津市、熱海市、三島市、伊東市、御殿場市、下田市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、賀茂郡、田方郡、駿東郡
富士・富士宮地区	富士宮市、富士市
清水・静岡地区	静岡市
焼津・藤枝地区	焼津市、藤枝市
島田・榛南・遠州地区	島田市、磐田市、掛川市、袋井市、湖西市、御前崎市、菊川市、牧之原市、榛原郡、周智郡
浜松地区	浜松市

2 地区長は、地区から推薦された者を理事長が委嘱する。

(社員の地区等への所属)

第4条 定款第5条の規定により当法人の社員となる者は、前条第1項に定められた地区に所属しなければならない。

2 地区に地区の一部又は全部の区域を範囲とする私立幼稚園が構成する協会がある場合には、当法人の社員となる者はその協会に加入しなければならない。

(地区長の職務と任期など)

第5条 地区長は、当法人と地区及び地区内の連絡及び調整の任に当たるものとする。

2 地区長の任期は、定款第22条第1項の任期と同じとし、再任を妨げない。ただし、任期途中で地区長が欠けた場合にはその地区の後任の地区長を選任し、任期は前任者の残任期間とする。

3 地区長は辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

4 各地区に地区長の指名により副地区長を置き、地区長を補佐し、地区内の連絡調整等を行う。

[トップ](#) > [法律・制度関連](#) >

公益法人等制度改革特集ページ

5月14日衆議院本会議にて「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」「公益信託に関する法律」が原案どおり可決・成立し、22日に公布されました

公益法人の皆様、公益法人にご関心の皆様へ



2025年4月から 「公益法人制度」が変わります

社会変化に柔軟・迅速に対応し、より効果的な公益活動を行っていただけるよう、**自律的な経営判断が尊重**されるとともに、**透明性が高く信頼性が高い**仕組みへと見直す取り組みです。

改正のポイント

☑ 財務規律の柔軟化・明確化（より自由な資金活用）

・収支相償原則・遊休財産規制が変わります

☑ 行政手続の簡素化・合理化（より柔軟な事業展開）

・収益事業等の変更は届出で可能になります

※ 公益目的事業の変更についても内閣府令等で手続簡素化予定

☑ 自律的ガバナンスの充実、透明性向上

（更なる信頼確保）

・外部理事・監事の導入、

・3区分経理（公益目的事業、収益事業等、法人運営）を原則

※ 外部理事・監事...過去10年間当該法人の使用人等であった者以外の理事・監事

※ 新たな対応が必要な措置については経過措置を設けています

改正法を受けた、政令・府令が2024年10月に公布されました。今後、関係者の皆様のご意見を伺いつつ、ガイドライン、会計基準なども見直していきます。また、2026年4月^(※)から「**公益信託制度**」が公益法人制度と一体のものに変わります。（※）現時点における予定

公益認定法の改正(役員関係)

1 理事・監事間の特別利害関係の排除

各理事について、監事（監事が二人以上ある場合にあつては、各監事）と特別利害関係（3親等内の親族など）を有しないものであること。（第5条第12号）

2 外部理事の導入

理事のうち一人以上が、当該法人〜の業務執行理事又は使用人でなく、かつ、その就任の前十年間当該法人〜の業務執行理事又は使用であったことがない者その他これに準ずるものとして内閣府令で定める者（注）であること。（第5条第15号）

3 外部監事の導入

監事（監事が二人以上ある場合にあつては、監事のうち一人以上）が、その就任の前十年間当該法人〜の理事又は使用人であったことがない者その他これに準ずるものとして内閣府令で定める者（注）であること。（第5条第16号）

（注）内閣府令で定める者

社団法人の場合の社員（法人の場合はその役員及び使用人も含む）でない者

4 改正法施行日 令和7年4月1日

ただし、経過措置の特例として、第5条第12号、第15号、第16号の規定は、法律の施行の際現に在任する当該法人の全ての理事及び監事の任期が満了する日の翌日から適用する。

→振興協会の場合 **令和8年6月予定**

合 併 契 約 書 (案)

公益社団法人静岡県私立幼稚園振興協会（以下「甲」という。）と公益財団法人静岡県私立幼稚園退職基金財団（以下「乙」という。）は、合併に関し、次のとおり契約を締結する。

（合併の形式）

第1条 甲及び乙は、甲を吸収合併存続法人、乙を吸収合併消滅法人として合併する。

2 吸収合併存続法人及び吸収合併消滅法人の名称及び住所は、次のとおりである。

（1）吸収合併存続法人

名称 公益社団法人静岡県私立幼稚園振興協会

住所 静岡県静岡市葵区追手町9番26号 静岡県私学会館内

（2）吸収合併消滅法人

名称 公益財団法人静岡県私立幼稚園退職基金財団

住所 静岡県静岡市葵区追手町9番26号 静岡県私学会館内

（効力発生日）

第2条 合併の効力発生日（以下「効力発生日」という。）は、令和8年4月1日とする。

ただし、合併手続きの進行に応じ必要があるときは、甲及び乙が協議の上、これを変更することができる。

法人の名称変更がある場合

（法人名称の変更）

第3条 効力発生日より、吸収合併存続法人の名称を「公益社団法人静岡県私立幼稚園・認定こども園振興協会」に変更する。

（合併承認）

第4条 甲は社員総会において、乙は評議員会において、効力発生日の前日までに本契約の承認を得るものとする。

（法人財産の承継）

第5条 甲は、効力発生日において、乙の資産、負債その他の権利義務の全部を承継する。

（善管注意義務）

第6条 甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってそれぞれの業務の遂行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲及び乙が協議の上これを行う。

(職員の処遇)

第7条 甲は、効力発生日において、乙の職員を甲の職員として引き継ぐものとする。この場合において、勤続年数は乙における年数を通算する。

(合併条件の変更等)

第8条 本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産もしくは事業運営に重大な変動を生じたときは、甲及び乙が協議の上、合併条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

(本契約に定めのない事項)

第9条 本契約に定める事項のほか、合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議の上、これを決定する。

本契約の成立を証するため、本契約書を2通作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

令和7年 月 日

甲 静岡県静岡市葵区追手町9番26号 静岡県私学会館内
公益社団法人静岡県私立幼稚園振興協会
理事長 千葉 一道

乙 静岡県静岡市葵区追手町9番26号 静岡県私学会館内
公益財団法人静岡県私立幼稚園退職基金財団
理事長 河合 辰哉